

# 宮津市人権教育・啓発推進計画 (第3次)

概要版

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

### ■ 計画策定の趣旨

日本国憲法は、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と謳っています。人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。

この権利を保障するため、宮津市においても、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いによる不当な差別の発生等の人権侵害の根絶に向けた取り組みを推進し、人権尊重が日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚豊かな地域社会を実現していかなければなりません。

こうしたことから、これまでの成果や課題を踏まえて、宮津市における人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本指針となる「宮津市人権教育・啓発推進計画(第3次)」を新たに策定するものです。

### ■ 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948年(昭和23年)12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年(平成6年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」(1995年(平成7年)から2004年(平成16年)まで)の取り組みにより、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取り組みが推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

### ■ 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年(昭和40年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、高齢者、障害のある人等さまざまな人権問題についても、男女共同参画社会、ノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念のもとに、1993年(平成5年)に障害者基本法が、1995年(平成7年)に高齢社会対策基本法が、1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法が施行され、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

こうした中で、1995年(平成7年)12月に「人権教育のための国連10年」の取り組みを推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年(平成8年)12月には、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年(平成13年)5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

なお、人権教育・啓発に関する施策については、人権教育・啓発推進法において、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」などが整備されるとともに、2016年(平成28年)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が施行されるなど、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、京都府においては「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針として、「京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、さまざまな取り組みを推進しています。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

## ■ 宮津市の人権教育・啓発に係る取り組みと課題

宮津市では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、2001年(平成13年)に「人権教育のための国連10年宮津市行動計画」を、また、人権教育・啓発推進法に基づき「宮津市人権教育・啓発計画(第1次:2006(平成18)～2015(平成27)年度)」及び「宮津市人権教育・啓発計画(第2次:2016(平成28)～2025(令和7)年度)」を策定し、「人権市民のつどい」や「人権問題研修会」の開催、広報誌等における啓発記事の連載などの取り組みを積極的に推進してきました。

また、「宮津市男女共同参画基本計画－新ウインドプラン 21－」「宮津市いじめ防止基本方針」「第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画」「第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期宮津市介護保険事業計画」及び「宮津市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」などにおいて、人権課題への対応方針を定め、個別の取り組みを推進しています。

しかしながら、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえるとともに、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢の刻々と変化する中で、人々の意識の変化も相まって、インターネットを介しての違法・有害情報の流布など、新たな問題が顕在化し、人権問題はまさに多様化、複雑化しています。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### ■ 計画の位置づけ

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、宮津市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

宮津市人権教育・啓発推進計画(第2次)策定以降、国際化、情報化、少子高齢化等の社会経済情勢が大きく変化し、人権課題が複雑化するとともに、社会における人権意識の高まりにより顕在化した人権課題も存在しています。

こうした中、宮津市人権教育・啓発推進計画(第2次)で策定した人権教育・啓発における基本理念や推進方策を基礎にしつつ、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、「宮津市人権教育・啓発推進計画(第3次)」を新たに策定するものです。

なお、施策の推進に当たっては、「京都府人権教育・啓発推進計画」と連携しながら「第7次宮津市総合計画」を最上位計画として、「宮津市男女共同参画基本計画」や「宮津市地域福祉計画」「宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画」など各種分野の計画と合わせて実施します。

## ■ 計画の目標

### 「人権という普遍的文化の構築～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重される社会
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる社会
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う社会

## ■ 計画の期間

この計画の計画期間は、2026年(令和8年)4月から2031年(令和13年)3月までとします。

なお、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 第3章 人権問題の現状・課題と取り組みの方向

### ■ 人権問題ごとの人権教育・啓発の推進

項目	現状・課題と取り組みの方向
同和問題 (部落差別)	<p>同和地区における、生活環境の改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取り組みを進めてきましたが、同和地区への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれています。</p> <p>今後とも同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みをさらに進めていくことが重要です。</p> <p>【取り組みの方向】 人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進／ 一般施策の的確な運用／杉未会館の活用による取り組みの推進</p>
女性	<p>性別による固定的な役割分担等を背景とした無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。</p> <p>男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮することで、喜びと責任をともに分かち合うため、男女共同参画及び女性活躍の推進に関する施策等を引き続き実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。</p> <p>【取り組みの方向】 男女共同参画及び女性活躍施策の推進／女性に対するあらゆる暴力の根絶・相談・支援／ハラスメント対策</p>

項目	現状・課題と取り組みの方向
子ども	<p>近年、急速に進行する少子化や人口減少により、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。</p> <p>また、核家族化や共働き世帯の増加による家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、支えていくという意識も薄れてきています。</p> <p>インターネット上の有害情報の氾濫や、児童生徒に対する性暴力等、子どもにかかわる犯罪の増加、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たず、また、子どもの人権を取り巻く環境は厳しい状況にあります。</p> <p>子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける環境を整備する必要があります。</p> <p><b>【取り組みの方向】</b> 子どもたちが健やかに育つまちづくり／児童虐待対策の充実／いじめ、暴力行為、体罰等への対策／不登校の子どもへの支援／子どもへの性暴力防止に向けた対策／啓発等の推進</p>
高齢者	<p>宮津市において、介護を必要とする高齢者の割合は、2025年(令和7年)9月末で26.5%となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、人権が侵害される問題が懸念される所です。</p> <p>一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。</p> <p>高齢者が尊厳を保ちながら、すべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく、住み慣れた地域で暮らせる環境をつくっていくことが求められています。</p> <p><b>【取り組みの方向】</b> 宮津市高齢者保健福祉計画・宮津市介護保険事業計画に基づく施策の推進／権利擁護／介護者支援／社会参加／福祉のまちづくり</p>
障害のある人	<p>障害の有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対しての誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。</p> <p>地域における障害のある人の社会参加の確保など、地域で共生社会を実現していくことや障害のある人を個人として尊重する社会のあり方が強く求められるようになっています。</p> <p><b>【取り組みの方向】</b> 宮津市障害者計画・障害福祉計画に基づく施策の推進／権利擁護／社会参加／福祉のまちづくり／正しい知識の普及・啓発</p>
外国人	<p>新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言語、宗教、生活習慣等への理解不足から生じる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。</p> <p>また、特定の国籍等の外国人を排除する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、誰であろうと人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。</p> <p><b>【取り組みの方向】</b> 秩序ある多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進／外国人市民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就学支援</p>

項 目	現状・課題と取り組みの方向
性的マイノリティ	<p>性的マイノリティ(LGBTQ+)に対し、無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が家庭や学校、職場で生きづらさを感じていることがあります。</p> <p>多様な性に対する市民の理解を深め、性的マイノリティの方、性的マジョリティの方にかかわらず、誰もがお互いの人権や尊厳を大切にすることによって、生き生きとした人生を享受できるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。</p> <p>【取り組みの方向】 性的マイノリティに対する教育・啓発の推進</p>
インターネット社会における人権	<p>インターネットは、私たちの生活に密着したものとなっていますが、一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。</p> <p>個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図り、市民が加害者にも被害者にもならないよう、教育・啓発を推進します。</p> <p>【取り組みの方向】 教育・啓発の推進／悪質な情報発信への対応等</p>
さまざまな人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンセン病</li> <li>・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)</li> <li>・難病</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・ホームレス</li> <li>・刑を終えて出所した人</li> <li>・北朝鮮当局による拉致問題等</li> <li>・アイヌの人々、婚外子、識字問題</li> <li>・自己責任論と人権</li> </ul>

## ■ 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

項 目	現状・課題と取り組みの方向
個人情報の保護	<p>情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報に独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利や利益が侵害されるおそれが生じています。</p> <p>個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。</p> <p>【取り組みの方向】 適正な取扱い／身元調査の防止</p>

## 第4章 人権教育・啓発の推進に関する施策

宮津市においては、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進することとしています。

その手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、第3章で掲げた具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらした取り組みを進めるとともに、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、広報みやづや宮津市SNSなどを活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように配慮しながら取り組みを進めます。

- 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進
- 3 指導者の養成
- 4 人権教育・啓発資料等の整備
- 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施
- 6 京都府、近隣市町村及び関係団体等との連携

## 第5章 人権教育・啓発の推進に関する視点

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の点に留意して推進します。

### 1 一人ひとりを大切に、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取り組みを推進します。

また、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いにより不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

### 2 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

### 3 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

また、これまではぐくまれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

## 第6章 計画の推進体制・施策の点検

「宮津市人権教育・啓発推進本部」を設置し、総合的にこの計画を推進します。

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

また、関係団体、企業、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、行政と各実施主体が協働して推進する体制の構築を目指すとともに、広域的な啓発推進の立場から京都府や近隣市町村と連携を図ります。

この計画の進捗状況については、適宜、外部の有識者により構成する宮津市人権教育・啓発推進検討委員会からの意見を聴取し、施策の改善等に努めます。

# 宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次）

## 目標

「人権という普遍的文化の構築～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重される社会
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる社会
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う社会

## 施策

### 人権課題ごとの人権教育・啓発の推進

- 同和問題（部落差別）
- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障害のある人
- 外国人
- 性的マイノリティ
- インターネット社会における人権
- さまざまな人権問題

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

### 人権教育・啓発の推進に関する施策

#### あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校/保育所（園）・幼稚園・認定こども園/  
企業・職場/地域社会/家庭

#### 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員/医療関係者/  
保健・福祉関係者/消防職員/市職員/  
メディア関係者等

#### 人権教育・啓発の推進に関する視点

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 生涯学習としての人権教育・啓発
- ③ 自分ごととして考える人権教育・啓発

京都府、近隣市町村  
及び関係団体等との連携

指導者の養成

効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発資料等の整備

施策の推進：宮津市人権教育・啓発推進本部

評価・施策の点検：宮津市人権教育・啓発推進検討委員会

宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次）概要版 2026年（令和8年）3月  
発行：宮津市  
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1  
電話：0772-22-2121（代） FAX：0772-25-1691  
Email：jinken@city.miyazu.kyoto.jp